

令和3年度 仙北市結婚新生活支援事業

仙北市で新生活をスタートさせる新婚世帯に、
住宅購入費や賃貸物件の家賃、引越し費用などを補助します。

対象世帯

- 令和3年1月1日から令和4年2月28日までの間に婚姻した夫婦
- 夫婦の双方か一方の住所が市内の新居の所在地になっている
- 婚姻時の年齢が夫婦ともに **39歳以下**
- 夫婦の合計所得が **400万円未満**
※無職の方は「所得なし」として算出
※貸与型奨学金を返済中の方は年間返済額を控除
- 他の公的制度による家賃補助等を受けていない
- 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがない
- 市税に滞納がない

年収＝所得ではありません。
給与収入のみの会社員の場合、
年収500万円の方の所得は
およそ356万円です。
(詳しくは、所得証明書で
確認します。)

若い世帯の
定住を応援

新築

仙北市若者マイ
ホーム取得助成
金と合わせて
最大100万円!

対象経費

令和3年1月1日から令和4年2月28日までの間に支払った次の
費用の合計額について、1世帯あたり **30万円を上限** に補助します。

	対象となるもの	対象とならないもの(例)
① 新居の取得費用	・新築、中古住宅の購入費(建物に限る)	・土地購入代 ・住宅ローン手数料 ・リフォーム費、増改築費
② 新居の賃借費用	・家賃(賃料) ・敷金・礼金 ・共益費・仲介手数料	・勤務先から支給されている住宅手当分 ・駐車場代(※月々の賃料に含まれていて駐車場代相当額の切り分けができない場合は対象となることがあります。) ・火災保険料、家財保険料 ・設備購入代 ・更新手数料 ・室内クリーニング代、カギ交換代
③ 新居への引越費用	・引越業者、運送業者へ支払った費用	・不用品の処分費用 ・レンタカーを借りる、友人に頼むなどしてかかった費用



例えば…

敷金・礼金・仲介手数料あわせて10万円と、家賃47,000円
＋共益費2,000円－職場からの住宅手当15,000円＝月々の
実質負担34,000円を5ヵ月分支払った場合の補助額は、
27万円となります。

申請手続き

補助金の交付を受けようとする方は、交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、令和4年3月末までに提出してください。

<添付書類>

- ☐ 戸籍謄本もしくは婚姻届受理証明書
- ☐ 夫婦の住民票 ☐ 夫婦の所得証明書
- ☐ 夫婦の市税に滞納がないことを証明する納税証明書※公簿等による確認に同意する場合、省略可
- ☐ 売買・賃貸借契約書(写し)
- ☐ 領収書など支払を確認できるもの(写し)
- ☐ 住宅手当支給証明書(就労している方)
- ☐ その他、申請内容に応じて必要と認める書類

申請を希望される方は、事前にご相談ください。

仙北市地方創生・総合戦略室 ☎ 0187-43-3315

〒014-1298 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30

申請・
問合せ先



関係書類は仙北市ホームページからダウンロードできます ▶▶ <https://www.city.semboku.akita.jp/egukite/index.html>

[R3.4.1]